

第 58 回全国七大学総合体育大会
自動車競技の部ダートトライアルの部
特別規則書

主催
九州大学体育総部自動車部

協賛
EMG ルブリカンツ合同会社

特別協力
有限会社 中村自工

本競技会は、交通法規の遵守と安全運転を基本理念として、遵法精神および交通道德の育成、安全運転の習得、そして旧帝国大学相互の親睦を目的として開催される。よって、事故はもちろん、いかなる規則違反も許されない。

- 第1条：競技会と規則について

- 第1項：競技会と規則の位置づけ

本競技会は社団法人日本自動車連盟(JAF)の承認のもとに、FIAの国際スポーツ法典、ならびにそれに準拠したJAFの国内競技規則および本特別規則書に基づき、クローズド競技として開催される。

なお、本特別規則書に記載されていない競技運営上の細則および参加者に対する指示事項は、公式通知によって示される。

- 第2項：規則の違反

本規則に対する違反の処罰宣告は大会審査委員会が行い、訓戒・罰金・タイムの加算・失格などがその違反の軽重に応じて適用される。タイムの加算は順位判定のタイムに5秒以上が加算される。

- 第3項：規則の解釈

本規則、競技会に係る諸規則、及び公式通知の解釈は、大会審査委員会の決定を最終的なものとする。

- 第2条：競技会の概要

- 第1項：競技会の名称

第58回全国七大学総合体育大会 自動車競技の部 ダートトライアルの部

- 第2項：競技種目

4輪自動車によるタイムトライアル(ダートトライアル)

- 第3項：主催者

九州大学自動車部 (QUCC、JMRC九州準加盟クラブ)

- 第4項：開催日程

2019年9月15日(日)

- 第5項：開催場所

福岡県福津市渡641 恋の浦ガーデン内 SPEED PARK 恋の浦

- 第6項：大会事務局

〒819-0373

福岡県福岡市西区3丁目26-5 エターナルハタエ 301号室

岡崎 仙

TEL : 080-8360-0923

E-mail : qucc.org@gmail.com

- 第3条：競技大会役員
 - 第1項：大会役員構成
後日発表とする
 - 第2項：権限
 1. 大会会長は、大会に関する一切の責任と権限を有する。また、必要に応じて顧問を委任することができる。
 2. 組織委員長は、運営に関する一切の責任と権限を有する。
 3. 競技長は、競技に関する一切の責任と権限を有する。
- 第4条：参加申込及び参加料
 - 第1項：参加申込受付期間

2019年8月12日(月)～8月30日(金) **必着**

申込みに際しては、**普通郵便又は速達を使用すること。**

やむなく遅れる場合は、その理由を事前に大会事務局まで伝えること。

ただし、弊部が原因による場合、またはやむをえない場合を除き、ペナルティを課す、又は参加を認めないといった処置をとる場合があるので**締切りは厳守すること。**

ただしオープンクラスに限り、参加料プラス 2000 円の事務手数料を支払うことで開催当日までのエントリーを受け付ける。
 - 第2項：参加申込受理・参加拒否
 1. オーガナイザーは参加申込みに対し、理由を示すことなくその受理を拒否できる。この際、参加料等は返却するが、事務手数料 1000 円を差し引く。
 2. 参加受理后、参加料は一切返還しない。ただし、競技会の中止及び延期等の際は例外とする。
 3. 参加受理書は発行しない。
 - 第3項：参加申込み場所

大会事務局と同一とする。
 - 第4項：参加申込提出書類及び提出物

参加申込みは、以下の書類を主催者へ郵送、あるいは持参すること、及び参加料の支払いによって行う。

 1. 参加申込書
 2. 車両申告書
 3. 誓約書(参加申込書に付随)
 4. 学生証のコピー
 5. 車検証のコピー
 6. JMRC 九州共済会入会申込書

但し、4.、5. は七大戦クラス参加者のみ提出すること。

- ・ 第5項：参加料

七大戦クラス 8000 円

オープンクラス 8000 円

オープンクラス（8月30日到着分以降の申込）10000 円

参加料は、期日までに下記口座に振り込むこと。この際、振込名義を個人名ではなく、大学名とすること（ただし、オープンクラス参加の学部生以外のOB等、一般の選手は個人名義での振り込みとする）。

ゆうちょ銀行

店名：七四八

普通預金

番号：2866608

九州大学体育総部自動車部

振込期日：2019年8月30日(金)

- ・ 第5条：当日受付

すべての本競技会参加者は、当日の朝、参加受付をしなければならない。その際に以下の物を持参すること。なお、受付は大学ごとにまとめて行うこと。

1. 自動車運転免許証

2. 学生証（オープンクラスを除く）

- ・ 第6条：競技クラス区分

- ・ 第1項：個人の部

参加車両：B車両（ただし、オープンクラスのみSC.D車両も認める）

※クラス区分：

2WD クラス （在学4年以下の学部生、2輪駆動車）

4WD クラス （在学4年以下の学部生、4輪駆動車）

OP クラス（初心者・大学院生・各大学自動車部OB等、駆動区分なし）

なお、七大戦クラスとは2WDクラス、4WDクラスを指す。

- ・ 第7条：参加人員について

- ・ 第1項：参加資格及び人員

1. 本競技会七大戦クラスの参加者は旧帝国大学自動車部に所属する2016年4月以降に入学、もしくは2018年4月以降（東京大学生・京都大学生に関しては2017年4月以降）に編入した学部生であること。

2. 競技会開催日からさかのぼって1年以内に、刑事事件及び1万円以上の罰金（反則金を含まず）、もしくは1日以上免許停止処分を受けた交通違反（事故を含む）を犯していないこと。

3. 七大戦クラスにおける各大学の参加上限をクラスごとに4人までとする。

4. 各大学の七大戦クラス参加者の合計人数は5人までとする。

5. 同一運転者は1つのクラスにしか参加できない。

6. 同一車両による複数人によるエントリーを認める。ただし、七大戦クラス内での同一車両による複数人エントリーは3人までとする。

- 第2項：参加者の遵守事項

1. 参加者は本規則第1条第1項に示すすべての規則、及び競技運営上のあらゆる規定競技役員の指示に従うものとする。
2. すべての参加者は常にスポーツマンとしての態度を保ち、公正に行動し言動を慎むものとする。
3. 競技前、競技中又は競技に関する業務に就いているときは、薬品などによって精神状態を繕ったり、飲酒したりしてはならない。

- 第3項：安全装備

参加者には以下の安全装備の着用を義務付ける。なお、以下の装備は公式車両検査で確認を行う。

1. ヘルメット

製造後10年以内のもので、JIS規格やSNELL規格に適合している等、当該年度のJAF国内競技車両規則第4編付則のスピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱を満たしていること。

2. 服装

レーシングスーツを推奨する。

用意できない場合に限り、つなぎもしくは長袖長ズボンを着用すること。

3. グローブ

レーシンググローブ等肌が露出しないものを着用すること。

ただし、軍手等は禁止とする。

4. 靴

レーシングシューズを推奨する。サンダル等の着用は認めない。

5. その他安全装備

FIAにより公認されたHANS（Head and Neck Support、頭部・頸部サポート）の装着を強く推奨する。HANSを用意することが出来ない場合には、ネックガードの装着を推奨する。

- 第8条：参加車両について

- 第1項：車両規則

当該年度のJAF国内競技車両規則の第3編スピード車両規定のスピードB車両規定。ただし、オープンクラスに限り、JAF国内競技車両規則の第3編スピード車両規定のスピードSC、D車両規定を満たす車両の出場も認める。

- 第2項：車両の名義

車両の名義は在学4年以内の旧帝国大学七大学自動車部員または一親等以内の親族であることを要する。但しOPクラスは除く。

- 第9条：車両検査
 - 第1項：公式車両検査
 1. 参加車両は公式車両検査を受けなければならない。
その際に、ヘルメット、スーツ、グローブ等装備類の点検も行う。
 2. 公式車両検査前であれば使用する車両を変更することが出来る。この場合は、主催者にその旨を申告し、書類を提出すること。**ただし、クラスの変更や複数エントリーの関係による出走順の調整は競技長が行い、希望の反映は行わない。**
 3. 公式車検終了後車両トラブル等の理由により審査委員会の承認を得た場合、車両の変更を認める。**ただし、複数エントリーの関係による出走順の調整は競技長が行い、希望の反映は行わない。**
 4. 技術委員長は、公式車両検査において安全ではない、または不適当であると判断した車両の個所について修正を求めることができる。修正を命じられた車両は、修正の後、再度車両検査を受けて合格しなければならない。
 5. 参加者は、技術委員長の求めがあれば、各自の参加車両が車両規定に適合している旨を、車両の諸元表カタログなどを提示し、証明しなければならない。
 6. 公式車両検査から正式結果発表までの間を車両保管とし、技術委員長の許可無くパドック外への車両持ち出し、積載車両への搭載、各部の変更、改造などを行うことを禁止する。これに違反した場合は失格とする。
 7. 技術委員長は、必要に応じ競技車両の検査を行い、その際に検査のために車両の分解を求めることが出来る。分解を命じられた場合は、参加者の責任の下に該当車両を分解、復元しなければならない。
 8. 車両検査を受けていない場合、及び結果が不適当と判断された場合は出走を認めない。
 - 第2項：作業届け

公式車両検査終了後の参加車両に何らかの変更交換作業・給油を行う場合、事前の技術委員長への届け出及び承認を必要とする。**ただし、タイヤやプラグ、Vベルト交換、並びに主催者に確認し軽微な作業と認められた作業に関しては届け出を不要とするが、事前に申請されていないタイヤを装着する際には、その旨届け出を必要とする。**
 - 第3項：再車検

競技終了後、車両の分解検査などの再車検を行う場合がある。技術委員長が再車検を行う場合は、参加者もしくは代理人が責任を持って車両の分解・組み立てを行うものとする。再車検に応じない場合、および検査の結果が不合格の場合は失格とする。
- 第10条：一般安全規定
 1. 競技中は運転席側の窓及びサンルーフを全閉すること。
 2. 競技中は公式車両検査に合格した装備品を適切に着用すること。
 3. **会場内での空吹き・急発進・ブレーキテスト・暴走行為を厳禁とする。**
 4. ジャッキアップを行い作業する場合は、エンジンを停止させた状態で、リジットジャッキ(通称ウマ)を必ず併用すること。また、車両下部で作業を行う場合は、車が左右に傾きのない状態とすること。なお、車両をジャッキのみで支持している状態で車両を放置することや、エンジンを始動させることを禁じる。

5. 給油を行う場合は、競技役員の監督のもとに行うこと。また緊急時に備え、消火器を準備すること。
6. 大会期間中の会場敷地内での喫煙は、指定の喫煙所以外は一切認めない。

• 第 11 条：競技方法・計時及び罰則・失格規定

1. スタートは 1 台ずつ、原則としてゼッケン順とし、競技委員の誘導によりスタートラインに対し車体を垂直にし、前端をラインに合わせてスタートの合図を待つこと。
2. スタート合図はフラッグが下から上に振り上げられた瞬間とする。
3. スタートはランニングスタートとし、自動計測器を設置したコントロールラインよりタイム計測を開始する。タイム計測は自動計測器により 1/100 秒まで計測するが、自動計測器のバックアップとして、ストップウォッチによる手動計測を用いる場合がある。
4. ゴールライン通過と同時にチェッカーフラッグが振られ、計測は終了する。
5. スタート合図前にスタートラインを通過した場合、走行タイムに 5 秒加算する。
6. 走行中に他の援助を得た場合は当該ヒートを無効とする。
7. ミスコース・コースのショートカットと判断された場合、当該ヒートを無効とする。但し、ミスコース・ショートカットなどに気付き、直ちに正しいコースに復帰した場合は除く。
8. スタート合図後 10 秒以内にスタートしない場合、当該ヒートを無効とする。
9. スタート後 3 分以内に競技を終了しない場合、当該ヒートを無効とする。
10. 競技中にボンネット等が開いた場合、失格とすることがある。
11. 第 1 ヒートの出走が著しく危険と判断された車両は、第 2 ヒートの出走を認めない場合がある。この判断に対する抗議は受け付けない。
12. 競技委員の指示に従わない場合は失格とする。
13. 前走車のトラブルでコースが危険な状況となった場合等に、走行中の車両に対し赤旗を掲示することがある。この場合、すみやかに停止し、競技委員の指示に従うこと。なお、赤旗の原因が自身の場合をのぞいて、原則として再出走を認める。
14. 不正行為をした場合は失格とする。
15. コースアウトなどで他人及び施設に重大な損害を与えた場合は失格とする。
16. いかなる理由であっても、出走を認められなかったり失格になったりした参加者に対しては、参加料の返還は行わない。

• 第 12 条：信号旗の意味

競技中、競技委員は以下の信号旗を掲示することがある。それぞれの意味を以下に記す。

- ・赤旗 危険あり、直ちに停止せよ
- ・黒旗 ミスコース ・緑旗 コースクリア

これらを見逃したと判断された場合、失格とすることがある。

- 第 13 条：順位の決定
 1. 原則として 2 ヒートで行い、そのうち良好なタイムを採用する。
 2. 同一タイムの場合、以下の順に決定をする。
 - (1) セカンドタイムの良いもの
 - (2) 排気量の小さいもの
 - (3) ベストタイムを先に記録したもの
 - (4) 大会審査委員会の決定による

- 第 14 条：損害の補償
 1. 参加者及び競技運転者は、参加車両及び付属品などの損傷・盗難・紛失などの損害、及び会場の施設器物を破損させた場合の補償等、理由の如何に関わらず各自が責任を持って負わなければならない。
 2. 参加者・競技運転者・サービス員・ゲストは、JAF 及びオーガナイザーの大会役員・競技役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了承しなければならない。即ち、大会役員・競技役員がその役務に最善を尽くすことはもちろんであるが、その役務遂行に起因するものであっても、参加者・競技運転者・サービス員・ゲスト・観客・大会役員・競技役員の死亡・負傷・車両の損害に対して、一切の損害補償責任を負わないものとする。

- 第 15 条：抗議及び抗議の時間制限
 1. 参加者は本特別規則に規定する以外で不当に処遇されていると判断したときは、抗議の時間制限内で抗議する権利を有する。但し競技役員の判定・使用コース・計時に関する抗議は認めない。抗議を行う際は必ず文書により理由を明記し、抗議料 20,900 円を添えて競技長に提出すること。
 2. 参加車両に関する抗議は、抗議対象とする個所を明確に文書に記載しなければならない。抗議によって必要とされる車両分解費用などは、抗議が否決された場合は抗議提出者、成立した場合は抗議対象者が支払わなければならない。
 3. 抗議の裁定は大会審査委員会が行い、裁定結果は口頭により抗議提出者のみに伝えられる。裁定結果に基づき、抗議料は、抗議が認められた場合及び審査委員会が返還を決定した場合のみ返還される。
 4. 技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出されなければならない。
 5. 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後 15 分以内に提出されなければならない。
 6. 競技中の過失又は反則に関する抗議は、参加者がゴール後 15 分以内に提出されなければならない。

- 第 16 条：競技会の延期・中止・短縮

1. 保安上又は不可抗力のため競技会の実施あるいは続行が困難になった場合、大会審査委員会の決定により、競技会の延期・中止及びコースの短縮・競技回数の変更を行うことができる。
2. 競技中止の場合、参加料は全額返還される。延期の場合の参加料は当該競技会が延期される開催日までオーガナイザーが保管する。但し、参加者が延期された競技会に参加しない場合、参加料は返還される。
3. 競技会短縮の場合は、クラスごとに順位の判定ができる限り、当該クラスの競技が成立したものとする。

- 第 17 条：七大戦ポイント

七大戦クラスに関しては、500 点を参加台数に応じて各クラスに振り分ける。
振り分け方は別紙記載。